

平成30年5月8日

浜田港連絡調整協議会

大型旅客船にかかる浜田港入出港安全対策マニュアル

1 趣旨

浜田港連絡調整協議会会則第5条第2項に基づき、浜田港における大型旅客船の入出港及び係留にかかる必要な安全管理等について、「浜田港船舶航行安全対策調査（旅客船飛鳥Ⅱの福井3号岸壁への入出港の安全性調査）」（平成22年3月）及び「浜田港大型客船入出港に係る航行安全調査」（平成29年6月）から、必要な事項を定める。

2 用語の定義

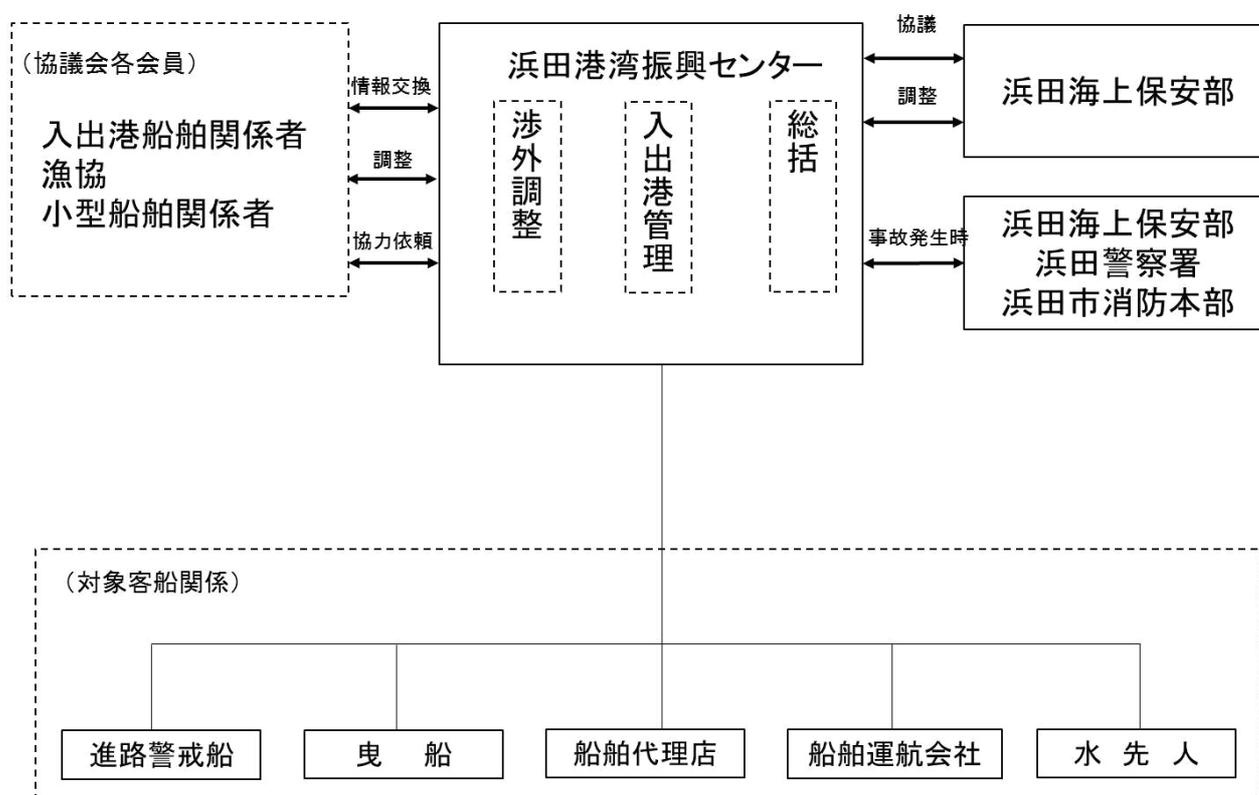
- (1) 「対象船舶」とは、「飛鳥Ⅱ」を船型とする5万GT級から「コスタ・ビクトリア」を船型とする7万GT級までの旅客船をいう。
- (2) 「対象岸壁」とは、福井3号岸壁をいう。
- (3) 「調整区域」とは、浜田港港域から対象岸壁前面に至る海域をいう。

3 安全管理体制

- (1) 島根県浜田港湾振興センター（以下「振興センター」という。）は、対象船舶の入出港における安全航行及び係留中の安全を確保するため、浜田港連絡調整協議会（以下「協議会」という。）により、情報の一元化、安全対策の履行、緊急時の対応等の安全確保に必要な措置を講じる。
- (2) 協議会会員は、これに協力する。

＜安全管理体制図＞

【安全管理体制図】



4 入出港及び係留中における安全対策

(1) 入出港の管理

イ 管理体制の確立

浜田港への対象船舶の受け入れにあたっては、振興センターが入出港の管理責任者となり、港湾施設の適正な維持管理に努め、協議会会員等の協力を得て対象船舶の運航に係る安全管理体制を確立し、入出港に係る調整、入出港の基準の遵守等を管理する。

ロ 入出港に係る調整

振興センターは、調整区域における対象船舶の航行に支障が生じないよう、次の調整を図るものとし、必要な手順を別に定める。

- ① 福井埠頭3、4号岸壁への他船の着岸係留の回避
- ② 漁船、プレジャーボート等の対象船舶への接近及び針路上の航行の自粛
- ③ 調整区域における他の入出港船舶との競合回避

ハ 気象海象の把握

振興センターは、入出港前日からの気象海象情報を入手し、入出港の基準と照合のうえ、対象船舶の安全確保を図る。

(2) 入出港の対策

振興センターは、対象船舶に次の事項を措置させるものとする。

イ 入出港基準の励行

対象船舶の入港については、原則日出から日没までの間とし、下表の入出港の基準によるほか、次の場合は入港を中止する。

- ① 係留停泊中に係留限界風速を超えることが予想される時
- ② 台風又は急速に発達した低気圧による強風が予想される時
- ③ 気象庁から津波警報・注意報が発表された時
- ④ 着岸に支障をきたす異常事態が発生した時
- ⑤ 港長から勧告・命令があった時

〈入出港の基準〉

船 船	飛鳥Ⅱ（５万GT級）	コスタビクトリア（７万GT級）
風 速	12 m/s 以下	10 m/s 以下
波 高	1.5 m 以下（有義波高）	1.5 m 以下（有義波高）
視 程	1,000 m 以上	2,000 m 以上
接岸速度	16.7 cm/s 未満	10.0 cm/s 未満
喫 水	港内水域状況に応じ、10%以上の適切な余裕水深が確保できる喫水	

* 風速は、浜田特別地域気象観測所における10分間の平均風速とする。

ロ 進路警戒船の配備

対象船舶が調整区域を航行している間、漁船、プレジャーボート等の小型船に対する警戒にあたらせるための進路警戒船を配備させる。夜間の出港にあっては、進路警戒船に、矢筈島沖浅所にマーカー配置させてこれを示すとともに、沖防波堤を照射させることにより、対象船舶の出港を支援しその安全性を確保する。

ハ 水先人の乗船

入出港には、港内の情勢に精通した水先人を乗船させる。

ニ 曳船による支援

入出港には、次により曳船を配備して操船支援に当たらせる。

① 飛鳥Ⅱを船型とする5万GT級の場合

3,500馬力以上の曳船1隻を配備する。ただし、対象船舶のバウスラスタの効果が利用できないとき、又は風速10m/s以上あるとき（入港時に限る。）は、3,500馬力以上の曳船を2隻配備する。

② コスタビクトリアを船型とする7万GT級の場合

3,500馬力以上の曳船1隻を配備する。ただし、対象船舶又は振興センターが入出港の実績、入出港時の気象状況等を踏まえて、入出港の安全確保に支障があると判断するときは、船長、水先人をはじめ、関係者間で協議し、曳船を2隻配備する。

ホ 夜間出港時における対象岸壁の照明の確保

夜間出港時には、防舷材の位置、岸壁法線が確認できる十分な照明を確保する。

(3) 係留中の対策

振興センターは、次の事項を管理する。

イ 係留限界風速

対象船舶の係留にあつては、以下の事項に留意する。

- ① 係留限界風速（15m/s）以下での係留の厳守
- ② 最新の気象情報の入手
- ③ 係留索張力の均等保持の措置

ロ 気象急変への備え

係留中、安全に出港できる風速基準を超えることが予想されるときは、対応に遅れを生じさせることがないように、余裕を持って船長及び水先人と協議して、以下により気象の急変等による事態に備える。

- ① 余裕をもって出港できる体制の確保
- ② 離岸出港時における、入出港の基準の風速の遵守

ハ 避難・離岸

次の事項に該当する場合は、対象船舶を離岸させ、安全な海域に避難させる。この場合において、船長及び水先人は避難海域を協議し、これを定めておく。この離岸に必要な手順を別に定める。

- ① 係留限界風速を超えることが予想される時
- ② 津波警報・注意報が発表されたとき（津波到達予想時刻までに港外まで進出可能なときに限る。）
- ③ 船長が離岸する必要があると判断したとき
- ④ その他係留の続行が危険なとき
- ⑤ 港長から勧告・命令があったとき

ニ 連絡手段の確保

対象船舶が対象岸壁に係留中、振興センター、浜田海上保安部、船舶代理店、曳船会社、水先人等の関係者は、相互の連絡体制を確保する。

(4) その他

イ 船長への情報提供

振興センターは、対象船舶の船長が安全に入出港するために正確な情報を提供しておくことが重要であるため、浜田港の気象特性及び通航路、回頭水域、港内の水深、係留岸壁その他の港内における必要事項を事前に代理店を通じて船長に伝え、入出港の安全確保に最大限努める。

ロ 操船上の留意事項

振興センターは、必要に応じ代理店を通じて船長に操船上の次の留意事項を連絡する。

- ① 乗船する水先人との意思の疎通
- ② 風圧による影響を強く受けることを考慮した操船の励行
- ③ 浅所への避險線、変針位置、船首方位、係留位置等の確認のための目標物を設定した入出港操船の励行
- ④ 進路警戒船、曳船及び船舶代理店との連絡手段の確保
- ⑤ 国際VHF（CH16）を聴取し、AISを作動させ、情報の的確な確認の励行
- ⑥ 着岸時における岸壁への平行接舷の励行

- ⑦ 「浜田港船舶航行安全対策調査（旅客船飛鳥Ⅱの福井3号岸壁への入出港の安全性調査）」（平成22年3月）及び「浜田港大型客船入出港に係る航行安全調査」（平成29年6月）における「ビジュアル操船結果、操船に関する主な意見」

ハ 係留索への注意

振興センターは、対象船舶が係船曲柱に加え直柱に係留索を配置する場合は、岸壁上を往来する車両、乗客に対し、係留索の表示、バリケードの設置、事前の注意喚起等、十分な安全対策を講ずる。

ニ 入出港時の資料の収集

振興センターは、今後の安全対策に活用するため、対象船舶の入出港操船の航跡、接岸速度、当時の気象・海象、操船環境等の資料の収集整理を行い、また、協議会会員はこれに協力する。

1. 対象船舶の主要な諸元

船名船型	飛鳥Ⅱ（5万GT級）	コスタビクトリア（7万GT級）
旅客定員	872名	2,394名
総トン数	50,142トン	75,166トン
全長	240.96m	252.91m
垂線間長	205.00m	217.45m
型幅	29.6m	32.2m（最大幅38.0m）
満載喫水	7.8m	8.0m
排水量	26,164トン	37,577トン
巡航速度	18.5kt	23.00kt
プロペラ	CPP×2	CPP×2
舵	普通舵×2	ベッカーラダー×2
機関出力	8,640kw×4	15,000kw×2
バウスラスター	1,000kw×2	1,700kw×3
スタンスラスター	—	1,700kw×2

2. 対象岸壁（福井3号）の公称能力

係留能力	55,000DWT
水深	—12m（計画水深—14m）
延長	280m
曲柱	50t×1基、70t×7基、100t×4基
直柱	150t×2基